

## 高橋・只木ゼミ後期第4問検察側反対尋問レジュメ

文責:4班

### I. 反対尋問

- 5 1. 弁護側は、保護監督権と監護権の本質をどのように考えているか。
2. 弁護側は、未成年者に対する保護監督権・監護権は、誘拐がどのような結果を生んだ場合に侵害されると考えているか。
3. 弁護レジュメ1頁29、30行目に「そもそも誘拐における～本質に反するものであり」とあるが、そのように言えるのは何故か。
- 10 4. 弁護側の採用するD説(自由と安全説)において、「安全を害された」場合とは、いかなる状況を指し、どのようにその範囲を限定するのか。

以上